



秋田県公報

目 次

ページ

教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則
(一〇・義務教育課) …………… 1

教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月九日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則
 県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定			数	
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	計
鹿 角 市	小 学 校	119 人	9 人	0 人	8 人	136 人
	中 学 校	77	5	3	5	90
小 坂 町	小 〃	25	3	1	3	32
	中 〃	17	1	0	1	19
大 館 市	小 〃	256	19	6	16	297
	中 〃	161	11	3	12	187
北 秋 田 市	小 〃	160	15	3	12	190
	中 〃	77	5	2	7	91
上 小 阿 仁 村	小 〃	12	1	1	1	15
	中 〃	8	0	0	0	8
能 代 市	小 〃	178	12	4	11	205
	中 〃	123	6	2	7	138
藤 里 町	小 〃	11	1	1	1	14
	中 〃	10	1	0	1	12
三 種 町	小 〃	66	6	2	3	77
	中 〃	44	3	0	4	51
八 峰 町	小 〃	32	3	0	3	38
	中 〃	22	2	1	2	27
秋 田 市	小 〃	828	50	22	43	943
	中 〃	536	23	11	30	600
男 鹿 市	小 〃	99	9	1	7	116
	中 〃	62	4	3	5	74
潟 上 市	小 〃	120	7	2	7	136
	中 〃	73	3	1	3	80
五 城 目 町	小 〃	39	4	0	4	47
	中 〃	19	1	1	1	22
八 郎 潟 町	小 〃	17	1	1	1	20
	中 〃	15	1	0	1	17
井 川 町	小 〃	18	1	1	1	21
	中 〃	14	1	0	1	16
大 潟 村	小 〃	12	1	1	1	15
	中 〃	12	1	0	1	14
由 利 本 荘 市	小 〃	278	22	9	20	329
	中 〃	186	11	4	12	213
に か ほ 市	小 〃	100	8	3	8	119
	中 〃	63	3	1	3	70
大 仙 市	小 〃	315	27	5	24	371
	中 〃	200	13	3	14	230
仙 北 市	小 〃	100	7	2	5	114
	中 〃	69	5	1	6	81
美 郷 町	小 〃	81	7	1	4	93
	中 〃	48	3	1	5	57
横 手 市	小 〃	320	22	5	20	367
	中 〃	206	14	4	15	239
湯 沢 市	小 〃	201	19	3	15	238
	中 〃	122	7	3	10	142
羽 後 町	小 〃	69	6	2	3	80
	中 〃	44	3	0	4	51
東 成 瀬 村	小 〃	11	1	0	1	13
	中 〃	11	1	1	1	14

附 則

2 1 この規則は、公布の日から施行する。
この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄